

防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付要綱

平成30年3月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市を訪れる外国人旅行者が、市内での観光や買い物等を円滑に行えるように受入環境を整備することで、利便性及び観光地の魅力の向上につなげ、交流人口及び消費の拡大につながる取組を行う者に対し、予算の範囲内において防府市が交付する防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 防府市幸せますステーション登録認定要綱（平成28年12月制定。）に基づき、防府市幸せますステーションとして登録認定されている店舗又は施設を運営する個人、法人
- (2) 防府市に納税義務のある市税を滞納していない者
- (3) 次条に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付を受けていない者
- (4) 店舗又は施設の運営において、防府市から補助金の交付を受けていない者又は防府市の指定管理者として業務を受託していない者。ただし、当該補助金及び委託料が補助対象事業に充当されていない場合にあってはこの限りではない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、前条に規定する者が、防府市幸せますステーションとして登録認定された店舗又は施設において行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 外国人旅行者の接遇のために用いる商品パンフレット、メニュー及びその他の印刷物の作成

- (2) 外国人旅行者の利便性の向上に資する案内看板、時刻表、料金表その他の掲示物の作成
 - (3) 店舗又は施設を外国語で表記したウェブサイトやその他のインターネット上での表示物の作成
 - (4) 無料公衆無線LAN（通信暗号化その他のセキュリティ確保を講じたものに限る）の新設又は増設
 - (5) 多言語案内のためのタブレット端末の導入
 - (6) その他外国人旅行者の利便性の向上のために市長が必要と認めるもの
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象事業に要する費用の総額の100分の50を乗じて得た額と5万円のうちいずれか少ない額とする。ただし、前条第1項第3号又は同条第4号に該当する事業を含む場合には、補助対象事業に要する費用の総額の100分の50を乗じて得た額と10万円のうちいずれか少ない額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、同一の補助対象者について、各年度1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 交付を受けようとする事業に関する見積書の写し
- (4) 市税に関し滞納がないことの証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（看板、

無料公衆無線LAN等の設置を行う場合は設置計画図、印刷物の説明資料、製品カタログ等)

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に100分の50を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金変更・中止申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の全部又は一部を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）
- (2) 補助金の額の変更（軽微な変更を除く）
- (3) 事業を中止しようとするとき

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる以外の変更とする。

(1) 場所、種類、方法など、補助対象となる事業内容を著しく変更する場合

(2) 補助対象となる事業内容の著しい変更は無いが、補助対象事業に要する費用が2割以上増減する場合

3 市長は、第1項に定める届出があったときは、その内容を審査し、交付決定額を変更することが適当であると認めるときは、交付決定者に対し、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金変更・不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告等）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象事業を完了したときは、防府市外国人旅行者受入環境整備事業実績報告書（第7号様式）に必要書類を添付して、当該補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（報告及び検査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の関係書類について検査をすることが

できる。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定のほか、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、防府市外国人旅行者受入環境整備事業補助金返還命令書(第11号様式)により、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、指定された日までに補助金を返還しなければならない。

第14条 防府市外国人旅行者受入環境整備事業の実施にあたり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。